# 法令等に基づく監視・半導体関連企業集積に伴う環境モニタリング

## 1　排水処理の流れの例と法令等に基づく監視

・半導体工場からの排水は、工場内の排水処理施設で下水道法の基準内まで有害物質等を除去し、下水道に排出。
・下水処理場では、水質汚濁防止法の基準内まで汚れを除去し河川に放流。

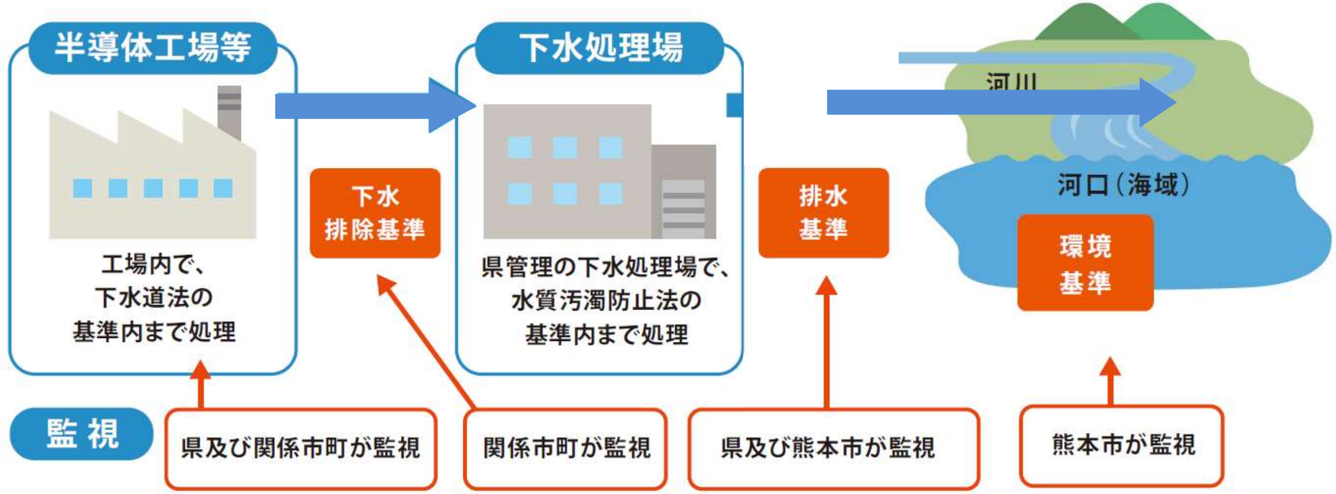


○県と関係市町が連携して水質監視。
○結果等は公開するとともに、法令等に基づき対応する。

## 2　半導体関連企業集積周辺地域における規制外物質の環境モニタリング

・県民の不安解消を図るとともに、予防的な対策を講じるため、法令等に基づく監視に加え、規制外物質のモニタリングを実施。新たな工場稼働前後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握。
・専門家委員会（令和５年度設置）の意見を踏まえ、モニタリングを実施。

**法規制物質**
**有害物質28項目**

**法規制外物質追加モニタリング**

**項目**
金属類：ガリウム等の金属18項目
化学物質：有機フッ素化合物250項目
その他の化学物質10,000項目
（ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ調査）　等

**地点：13地点**
坪井川3地点、有明海1地点、
地下水7地点、
熊本北部浄化センター排水
等

○令和６年末の工場稼働後調査のデータを踏まえた解析、専門家委員会の検証を経て公開するとともに、適切な対応につなげる。